

(資料二)

平成二十九年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参  
考  
資  
料

# 目 次

松江市の中核市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例 .....	1
職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 .....	2
東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特 例に関する条例の一部を改正する条例 .....	3
島根県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例 .....	4
島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例を廃止する条 例 .....	5
島根県国民健康保険条例 .....	6
県営土地改良事業分担金等徴収条例及び知事の権限に属する事務 の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 .....	9

第117号議案

松江市の中核市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 提案理由

松江市の中核市への移行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

ア 次に掲げる事務について、松江市に権限移譲すること。

ア 診療放射線技師法に基づく事務（照射録の徴収又は検査に係る事務に限る。）

イ 歯科技工士法に基づく事務（広告事項の許可に係る事務に限る。）

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務

エ 動物の愛護及び管理に関する法律及び島根県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく事務

イ 次に掲げる事務について、松江市に権限移譲しているものを削除すること。

ア 屋外広告物法及び島根県屋外広告物条例に基づく事務

イ 児童福祉法に基づく事務（児童厚生施設の設置の認可に係る事務等を除く。）

ウ 社会福祉法に基づく事務

エ 老人福祉法に基づく事務

オ 介護保険法に基づく事務（居宅サービス等を行った者等に対する帳簿書類の提示の命令に係る事務等を除く。）

ウ その他規定の整備

(2) 松江市の中核市への移行に伴う次に掲げる条例の規定の整備

ア 島根県保健所条例

イ 島根県民生委員定数条例

ウ 感染症診査協議会条例

エ 島根県動物の愛護及び管理に関する条例

オ 島根県公害防止条例

カ 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

キ 島根県屋外広告物条例

3 施行期日

規則で定める日から施行する。

第118号議案

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

地方公務員法の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 育児休業をした職員の職務復帰後における号給は、職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じて調整することができること。

イ 他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、あらかじめ人事委員会と協議して、号給を調整することができること。

(2) 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正

ア 自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における号給は、職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じて調整することができること。

イ 他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、あらかじめ人事委員会と協議して、号給を調整することができること。

ウ その他規定の整理

(3) 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正

配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給は、職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じて調整することができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第119号議案

### 東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するため、地方警察職員の特殊勤務手当の特例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

(1) 条例の題名を東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例に改めること。

(2) 東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規定を目的として追加すること。

(3) 原子力緊急事態宣言があった場合で、職員が次に掲げる作業に従事したときは、救難作業等手当を支給すること。

ア 緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会規則で定めるもの（以下「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業

イ 特定原子力事業所に係る原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う作業（アの作業を除く。）

(4) (3)の手当の額は、1日につき、次に掲げる作業の区分に応じて次に定める額とすること。

ア (3)のアの作業のうち原子炉建屋（人事委員会規則で定めるものに限る。）内において行うもの 40,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

イ (3)のアの作業のうちアに掲げるもの以外のもの 20,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

ウ (3)のイの作業 10,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額）

(5) 同一の日において、(4)のアからウまでの作業のうち2以上の作業に従

事した場合における当該 2 以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めること。

(6) 職員が特定大規模災害に対処するため救難捜索等の作業に引き続き 5 日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の救難作業等手当の額は、1,680円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

(7) その他規定の整備

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第120号議案

### 島根県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

多様化した迷惑行為に的確に対処し、もって犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、迷惑行為に対する規制及び罰則を強化することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 卑わいな行為の禁止

次に掲げる行為を禁止すること。

ア 正当な理由がないのに、住居、浴場、更衣室、便所その他の人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいるような場所における当該状態の人の姿態を撮影すること。

イ 正当な理由がないのに、集会場、事務所、教室、タクシーその他の不特定又は多数の者が利用するような場所又は乗物において、人の下着又は身体（これらのうち衣服等で覆われている部分に限る。以下「下着等」という。）を撮影すること。

ウ 次の目的で写真機等を人に向け、又は設置すること。

(ア) 公共の場所又は公共の乗物において、人の下着等を撮影する目的

(イ) 衣服等を透かして見ることのできる写真機等を使用して、公共の場所にいる人又は公共の乗物に乗っている人の下着等を撮影する目的

(ウ) ア又はイの撮影の目的

(2) 嫌がらせ行為の禁止

ア 正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する感情を充足する目的で行われるものを除く。）を反復して行うことを禁止すること（身体の安全、住居、勤務先、学校その他当該特定の者がその通常所在する場所の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）。

㍑ 住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近をみだりにうろつくこと。

㍒ 拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールの送信等を行うこと。

イ 禁止される行為として、その性的羞恥心を害する電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くことを明記すること。

(3) 嫌がらせ行為の禁止に係る違反行為をした者に対する罰則を引き上げること。

区 分	改 正 前	改 正 後
違反行為をした者	6 月以下の懲役又は50万円以下の罰金	1 年以下の懲役又は100万円以下の罰金
常習として違反行為をした者	1 年以下の懲役又は100万円以下の罰金	2 年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(4) その他規定の整備

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

第121号議案

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例

1 提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 施行期日  
平成30年4月1日から施行する。

第122号議案

島根県国民健康保険条例

1 提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、島根県国民健康保険運営協議会の運営並びに県が行う国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県国民健康保険運営協議会の設置等

ア 設置

国民健康保険法に基づき、島根県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置くこと。

イ 組織

協議会は、次に掲げる委員をもって組織し、その定数は、次に定める数とすること。

(ア) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 4人

(イ) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人

(ウ) 公益を代表する委員 4人

(エ) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

ウ 会長

協議会に会長を置き、委員の互選によって公益を代表する委員のうちからこれを定めること。

エ 会議

協議会の会議は、会長が招集し、その議長となること。

(2) 国民健康保険保険給付費等交付金の交付等

ア 国民健康保険保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とすること。

イ 普通交付金は、療養の給付等に要する費用等を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付すること。

ウ 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付すること。

ア 国が災害その他特別の事情がある市町村が属する県に交付する特別調整交付金の額のうち、県内の当該市町村の災害その他特別の事情に応じて交付する額

イ 国が被保険者の健康の保持増進等に係る市町村の取組を支援するため交付する額のうち、県内の当該市町村の取組に応じて交付する額

ウ 毎年度県が一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより、県内の市町村の交付に充てる額

エ 毎年度国が負担する特定健康診査等費用額の $\frac{3}{10}$ に相当する額及び毎年度県が一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の $\frac{3}{10}$ に相当する額の合算額のうち、県内の当該市町村の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

(3) 国民健康保険事業費納付金の徴収等

ア 国民健康保険事業費納付金の徴収

県は、毎年度、各市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町村に対して通知するものとする。

イ 医療費指数反映係数

医療費指数反映係数は、0 から 1 までの範囲内において知事が別に定める数とすること。

ウ 年齢調整後医療費指数

年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下「算定政令」という。）に掲げる値とすること。

エ 一般納付金所得係数

一般納付金所得係数は、算定政令で定めるところにより算定される数を基準として知事が別に定める数とすること。

オ 一般納付金所得等割合

一般納付金所得等割合は、各市町村につき、算定政令に掲げる数と

すること。

カ 一般納付金被保険者数等割合

一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、算定政令に掲げる数とすること。

キ 一般納付金被保険者均等割指数

一般納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が別に定める数とすること。

ク 後期高齢者支援金等納付金所得係数

後期高齢者支援金等納付金所得係数は、算定政令で定めるところにより算定される数を基準として知事が別に定める数とすること。

ケ 後期高齢者支援金等納付金所得等割合

後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、算定政令に掲げる数とすること。

コ 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合

後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、算定政令に掲げる数とすること。

サ 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数

後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が別に定める数とすること。

シ 介護納付金納付金所得係数

介護納付金納付金所得係数は、算定政令で定めるところにより算定される数を基準として知事が別に定める数とすること。

ス 介護納付金納付金所得等割合

介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、算定政令に掲げる数とすること。

セ 介護納付金賦課被保険者数等割合

介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、算定政令に掲げる数とすること。

ソ 介護納付金納付金被保険者均等割指数

介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が別に定める数とすること。

(4) 島根県国民健康保険運営協議会条例の廃止

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

## 第123号議案

### 県営土地改良事業分担金等徴収条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

土地改良法の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正

ア 県は、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した農用地等を対象とした県が行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）の施行地域内の農用地等について、当該農地中間管理機構関連事業の計画において予定する用途以外の用途に供するため農地中間管理権の解除等をした者等から、特別徴収金を徴収すること。

イ アの特別徴収金の額は、当該農地中間管理機構関連事業に要した費用の額のうちその徴収に係る土地の面積に相応する額から、当該農地中間管理機構関連事業に係る市町村負担金の額のうちその徴収に係る土地の面積に相応する額を差し引いて得た額の範囲内において知事が定めること。

ウ その他規定の整理

##### (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

引用する条項の整理

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。